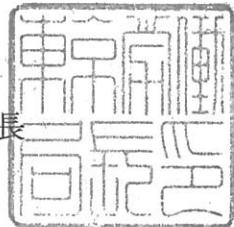


平成31年4月23日

別記の団体の長 殿

東京労働局長



外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進にご理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）については、平成30年12月14日に公布され、一部の規定を除き平成31年4月1日から施行されたところです。同法により在留資格「特定技能」が創設され、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（平成30年12月25日閣議決定）の別紙に示された14分野（以下「特定産業分野」という。別紙。）においては、新たな外国人労働者（以下「特定技能外国人労働者」という。）の受入れが開始されます。

特定技能外国人労働者に限らず、外国人労働者については、一般に、日本語や我が国の労働慣行に習熟していないこと等から、今後、在留外国人の増加が見込まれる中で、外国人労働者を使用する事業場においては、外国人労働者の安全衛生の確保のため適切かつ有効な安全衛生教育を実施することが求められています。

こうした状況を踏まえ、平成3年1月21日付け基発第39号「安全衛生教育及び研修の推進について」（以下「第39号通達」という。）の一部を下記1のように改め、外国人労働者に対する必要な安全衛生教育及び研修の推進を図ることといたしましたので、傘下の事業場等関係事業者にこの旨周知すること等により、安全衛生教育の推進に特段の御配慮を賜りますよう御協力をお願いいたします。

また、危険又は有害な業務について、外国人労働者に対する安全衛生教育において

事業者が特に留意すべき事項を下記2に記載していますので、併せて傘下の事業場等の関係事業者に対して周知及び指導の徹底を図るとともに、下記3の事項について外国人労働者を使用する事業者が適切に実施するよう周知及び指導を図っていただくよう御協力をお願ひいたします。

記

1 第39号通達の改正

第39号通達の一部を次のように改正する。

別紙「安全衛生教育等推進要綱」5(5)を次のように改める。

(5) 外国人労働者

外国人労働者については、一般に、日本語や我が国の労働慣行に習熟していないこと等から、外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するに当たっては、当該外国人労働者の母国語等を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法により行うこと。特に、外国人労働者に使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意すること。併せて、事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示及び表示等については、図解等を用いる、母国語で注意喚起語を表示する等、外国人労働者がその内容を理解できるようにするとともに、当該内容が確実に理解されるよう留意すること。

具体的な対応は、次のとおり。

イ リスクアセスメントの実施

外国人労働者を従事させる業務に関して、機械設備、原材料、作業環境、作業方法等に起因する危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施する際には、一般に外国人労働者にとって日本語で表示された作業標準等の理解が困難であることを踏まえてリスクの洗い出しや見積りを行うこと。

当該リスクアセスメントの結果に基づき、必要に応じて、リスクを低減するため機械設備等の見直し等の措置を講じた上で、外国人労働者に対して実施する安全衛生教育の内容を整理すること。

ロ 安全衛生教育の準備

母国語に翻訳された教材・視聴覚教材など、上記イにより整理した安全衛生教育の内容に適した教材入手、整備等すること。

教材としては、厚生労働省ホームページに掲載されている資料のほか、公益財団法人国際研修協力機構、外国人技能実習機構、一般財団法人国際建設技能振興機構等の資源が活用できると考えられること。

ハ 安全衛生教育の実施及びフォローアップ

外国人労働者の日本語の理解度を把握し、視聴覚教材等を活用して、合図、標識、掲示及び表示等についても教育すること。また、安全衛生教育の実施責任者の管理の下、当該外国人労働者と同じ言語を話せる日本語の上手な労働者（当該外国人労働者と同じ国・地域出身の上司や先輩労働者など）に通訳や教育の補助役等を依頼して実施することが望ましいこと。さらに、安全衛生教育の理解度を確認しながら、継続的に教育を繰り返すことが望ましいこと。

二 労働災害防止のための日本語教育等の実施

外国人労働者が労働災害防止のための指示、注意喚起等を理解することができるようとするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めること。

ホ 労働安全衛生法等関係法令の周知

労働安全衛生法等関係法令の定めるところにより当該法令の内容についての周知を行うこと。その際、外国人労働者がその内容を理解できる資料を用いる等、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。特に、労働安全衛生法等に定める健康診断、面接指導及び心理的な負担の程度を把握するための検査の実施については、これらの目的・必要性等についても当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。

ヘ 派遣労働が認められている業種での留意事項

派遣労働者に対する安全衛生教育を必要十分な内容及び時間をもって行うため、派遣元事業場と派遣先事業場が十分に連絡・調整することが望ましいこと。派遣労働が行われる場合、派遣労働者である外国人労働者に対する雇入れ時等教育は派遣元事業者の責任で行うこと。派遣先事業者との協議により、雇入れ時等の安全衛生教育の実施を派遣先事業者に委託する場合、派遣元事業者は派遣先事業者から報告を受け、安全衛生教育の実施状況を確認すること。また、当該教育の実施に当たっては、派遣先における安全衛生事情にも留意すること。

(注) 特定技能外国人労働者は原則として直接雇用されるものであるが、農業分野及び漁業分野においては労働者派遣が認められていること等に留

意が必要である。

2 危険又は有害な業務に係る安全衛生教育において特に留意すべき事項

事業者は、外国人労働者を危険又は有害な業務につかせるときは、上記1による改正後の安全衛生教育等推進要綱の記の5に基づき、雇入れ時等の安全衛生教育において、当該危険又は有害な業務に伴う労働災害発生のおそれとその防止対策等について正確に理解させること。その際、下記の事項についても十分に理解させる必要があること。

- ① 転倒災害の防止のため、整理整頓等による安全な作業床の保持、危険箇所の表示、手すりや滑り止めの使用方法及び積雪時に滑りにくい履き物や安全な歩行方法
 - ② 高所作業に従事させる場合は、作業手順及びその意味、墜落制止用器具の適切な使用方法及び昇降設備の適切な使用方法
 - ③ 機械設備、車両系建設機械等によるはまれ・巻き込まれ、激突、切れこすれ等のおそれのある作業に従事させる場合には、作業手順及びその意味、安全装置の適切な使用方法及び立入禁止等に係る掲示
 - ④ 化学物質を取り扱う作業に従事させる場合には、当該化学物質の危険性又は有害性及びその取扱い方法、呼吸用保護具や化学防護手袋等の保護具の適切な使用方法、局所排気装置等の換気装置の適切な使用方法
 - ⑤ 石綿を含む建築物等の解体等の作業に従事させる場合には、石綿の有害性及び当該含有品の取扱い方法並びに呼吸用保護具等の適切な使用方法
 - ⑥ 東京電力福島第一原子力発電所構内や事故由来廃棄物等処分事業場で行われる放射線業務及び除染特別地域等で行われる除染等業務に従事させる場合には、電離放射線の生体に与える影響、被ばく線量の管理方法、設備や保護具の使用を含む機器の取扱い方法、健康管理の必要性等
 - ⑦ 夏季期間における屋外作業等の暑熱環境における作業に従事させる場合には、熱中症の症状、こまめな塩・水分補給等予防方法や応急措置等の緊急時の対処等
- なお、厚生労働省は、特定産業分野における主要な安全衛生上の留意点を内容とする視聴覚教材を平成31年度に作成・公表する予定であるので、必要に応じて活用すること。

3 健康管理手帳制度の周知等について

事業者は、特定化学物質や石綿等を取り扱う業務に従事する外国人労働者に対し

ては、雇入れ時に当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因等及び健康診断の目的や内容について母国語等を用いる等、当該外国人労働者が理解できる方法により説明すること。

また、がんなどの遅発性の健康障害を生ずるおそれのある化学物質、石綿及び粉じんの取扱作業については、当該業務に従事していた外国人労働者の離職後もその健康管理が重要であることから、事業者は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条に基づく健康管理手帳制度について離職前に説明の上、要件に該当する当該外国人労働者に対して離職後、速やかに管轄の都道府県労働局に申請するよう促すこと。なお、この際、申請に必要な書類について、事業者自らが準備し当該外国人労働者に対して離職前に手交する等円滑な手続きが行われるよう支援に努めること。

また、併せて、特定化学物質等による疾病はその潜伏期間が長期に渡る場合があることを踏まえ、帰国後であっても、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労災保険給付の請求を行うことができるについて、外国人労働者に周知すること。

4 資料の入手先一覧

○厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

→安全衛生に関するポータルサイト（職場のあんぜんサイト）

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

→外国人労働者の安全衛生対策について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

→アスベスト（石綿）情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou_kijun_sekimen/index.html

→職場における熱中症予防

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

→外国人労働者向け労災保険給付パンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku/roudou/gyousei/rousai/gaikoku-pamphlet.html>

○公益財団法人国際研修協力機構 (JITCO)

<https://www.jitco.or.jp/>

○外国人技能実習機構 (OTIT)

<https://www.otit.go.jp/>

○一般財団法人国際建設技能振興機構 (FITS)

<https://www.fits.or.jp/index.php/home>

安全衛生教育等推進要綱

1. 趣旨・目的

安全衛生教育及び研修（以下「教育等」という。）は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与するために実施されるもので、安全衛生管理体制の確立、労働安全衛生法令の遵守の徹底、危険有害性の調査、自主的な安全衛生活動、快適職場形成等の施策とあいまって労働災害の防止の実効を期す上で極めて重要な施策である。また、教育等は、企業はもとより広く社会における安全衛生意識の普及・定着を促すための貴重な機会であり、安全衛生に関する様々な立場にある者に対してその機会を提供することにより、我が国 の安全衛生水準の向上に大きく寄与するものと期待される。

このため、厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく雇入時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育及び健康教育はもとより、労働災害の防止のために必要な教育等については法定外のものであってもカリキュラム等を定め、企業の自主的な安全衛生活動の促進に寄与しているところである。

本要綱は、以上のような状況を踏まえ、次のような基本的な立場に立って教育等の今後の在り方、進め方を示すものである。

- (1) 各種の教育等は、相関連して総合的な観点から実施されることが効果的であることから、法定及び法定外の教育等全般について体系化を図る。
- (2) 労働者の生涯を通じた教育等、経営トップ等・安全衛生に係る管理者・労働者等企業内における各層に対するそれぞれの立場に応じた教育等に留意する。
- (3) 機械設備の安全化を促進するための設計技術者等に対する教育及び事業場の安全衛生水準の向上のための技術面での指導援助を担当する安全衛生専門家の研修を充実する。
- (4) 教育等の種類・内容等は、技術革新、労働者の高齢化、就業形態の多様化等近年の労働環境の変化に対応したものとする。
- (5) 教育等の内容の具体化、教材の整備、講師の養成、教育等の実施機関の育成等を通じ、教育等の水準の向上を図る。
- (6) 教育等の促進のため、企業、安全衛生団体等に対する指導・援助を行う。

2. 教育等の対象者

教育等の対象者は、作業者、安全衛生に係る管理者、経営トップ等、安全衛生専門家、技術者等とし、それぞれ次に掲げる者とする。

(1) 作業者

[1] 危険有害業務に従事する者

イ 就業制限業務に従事する者

ロ 特別教育を必要とする危険有害業務に従事する者

ハ その他の危険有害業務に従事する者

- [2] [1]以外の業務に従事する者

(2) 安全衛生に係る管理者

- [1] 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者及び安全推進者
- [2] 作業主任者、職長及び作業指揮者
- [3] 元方安全衛生管理者、店舗安全衛生管理者
- [4] 救護技術管理者
- [5] 計画参画者
- [6] 安全衛生責任者
- [7] 交通労働災害防止担当管理者
- [8] 荷役災害防止担当者
- [9] 危険性又は有害性等の調査等担当者・労働安全衛生マネジメントシステム担当者
- [10] 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 27 年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第 3 号）」に定める化学物質管理者
- [11] 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第 1 号）」に定める健康保持増進措置を実施するスタッフ
- [12] 「労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成 18 年健康保持増進のための指針公示第 3 号）」に定める事業場内産業保健スタッフ等

(3) 経営トップ等

- [1] 事業者
- [2] 総括安全衛生管理者
- [3] 総括安全衛生責任者及び安全衛生責任者
- [4] 管理職

(4) 安全衛生専門家

- [1] 産業医
- [2] 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント
- [3] 安全管理士及び衛生管理士（労働災害防止団体法第 12 条に定める資格者）
- [4] 作業環境測定士

(5) 技術者等

- [1] 特定自主検査に従事する者及び定期自主検査に従事する者等
- [2] 生産・施工部門の管理者及び技術者
- [3] 機械設備及び建設物の設計技術者等

(6) その他

- [1] 就職予定者
- [2] その他教育等を必要とする者

3. 教育等の種類、実施時期及び内容

事業者が実施しなければならない教育等の種類は、労働安全衛生法に基づく雇入時教育、

作業内容変更時教育、特別教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育、健康教育、これらに準じた研修等である。また、これら法定教育以外の教育等で事業者が実施すべきものは次のとおりとする。

- (1) 就業制限業務又は特別教育を必要とする危険有害業務に準ずる危険有害業務に初めて従事する者に対する特別教育に準じた教育
- (2) 就業制限業務又は特別教育を必要とする危険有害業務に従事する者に対する危険再認識教育
- (3) 一定年齢に達した労働者に対する高齢時教育
- (4) 安全推進者、職長等に対する能力向上教育に準じた教育
- (5) 作業指揮者に対する指名時の教育
- (6) 安全衛生責任者に対する選任時及び能力向上教育に準じた教育
- (7) 交通労働災害防止担当管理者教育
- (8) 荷役災害防止担当者教育
- (9) 危険性又は有害性等の調査等担当者・労働安全衛生マネジメントシステム担当者教育
- (10) 化学物質管理者教育
- (11) 健康保持増進措置を実施するスタッフ養成専門研修
- (12) 事業場内産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスケアを推進するための教育研修
- (13) 特定自主検査に従事する者に対する能力向上教育に準じた教育
- (14) 生産・施工部門の管理者、設計技術者等に対する技術者教育
- (15) 経営トップ等に対する安全衛生セミナー
- (16) 管理職に対する安全衛生教育
- (17) 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の安全衛生専門家に対する実務向上研修
- (18) 就業予定の実業高校生に対する教育等

なお、教育等の対象者ごとに実施する教育等の種類、実施時期及び内容は、具体的には、別表によることとする。また、これらの教育等の体系は、別図のとおりである。

4. 教育等の実施体制

教育等は、企業、安全衛生団体等及び国がそれぞれの立場で相互に連携して推進する。企業内の安全衛生関係者に対する教育等については、企業が自ら又は安全衛生団体等に委託して実施する。安全衛生団体等は、安全衛生の専門的事項に関すること等企業が自ら実施することの困難な教育、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の安全衛生専門家に対する研修等を実施するほか、教育等を担当する講師の養成、教材の整備等を図る。国は、必要に応じ教育等のカリキュラムを策定するほか、教育等を実施する企業及び安全衛生団体等に対して教育等の資料の提供等の指導・援助を行う。

また、企業及び安全衛生団体等は、教育等の実施に当たっては、次により計画的な実施と教育等の内容等の充実を図る。

(1) 実施計画等の作成

教育等の種類ごとに、対象者、実施日、実施場所、講師及び教材等を定めた年間の実施計画を作成する。企業においては、労働者の職業生活を通じての継続的な教育等の実施等のため、中長期的な推進計画を作成することが望ましい。

(2) 実施結果の保存等

教育等を実施した場合には、台帳等にその結果を記録し、保存する。また、安全衛生団体等が実施した場合には、修了者に修了証を交付する。

(3) 実施責任者の選任

実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存等教育等に関する業務の実施責任者を選任する。

(4) 教育等の内容の充実

教育等の内容の充実のため、講師の養成・選定、教材の作成・選定等については次の点に留意する。

イ 講師は、法令等に基づく要件を満たし、当該業務に関する知識・経験を有する者であること。また、講師は、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、安全管理士、衛生管理士等の、当該業務のみならず安全衛生業務に広く精通している者を活用することが望ましい。更に、教育等の技法に関する知識・経験を有する者や教育等の講師となる人材の養成のための研修を受講する等して専門的知識、教育等の技法等に関する教育訓練を受けた者であることが望ましい。このため、安全衛生団体等は、指導者に対する研修等の実施により講師の養成を図る。

ロ 教材は、カリキュラムの内容を十分満足したものであることはもちろんのこと労働災害事例等に即した具体的な内容とする。また、視聴覚機材を有効に活用することが望ましい。

ハ 教育等の技法は、講義方式のほか、教育等の対象者、種類等に応じ、受講者が直接参加する方式、例えば、事例研究、課題研究等の討議方式を採用する。

(5) 安全衛生教育センターの活用

国においては、教育等の水準の向上を図る観点から安全衛生教育センターを設置し、中央労働災害防止協会及び建設業労働災害防止協会に運営を委託しているところである。同センターにおいては、教育等の講師となる人材の養成のための講座を開設していくので積極的な活用を図る。

5. 教育等の推進に当たって留意すべき事項

教育等の推進に当たっては、中小企業、第三次産業、高年齢労働者、外国人及び就業形態の多様化といった労働災害防止上の課題に適切に対応していくことが重要となっている。

また、危険感受性の低下が懸念されていることから、十分な安全を確保した上で、作業に伴う危険性を体感させるような教育等や日々の危険感受性を向上させる教育等も有効である。

これらの課題に対しては、雇入時教育等の法定教育の実施を徹底することはもとより労働災害の発生等の実情に応じて次による教育等の推進が肝要である。

(1) 就業形態の多様化

パートタイム労働者、派遣労働者等就業形態は多様化しているが、労働者に対しては、就業時に従事する作業に関する安全衛生の知識等を付与すること、すなわち雇入時等の教育を徹底することが重要である。

また、経済の国際化に伴い急増する海外派遣労働者については、海外生活での安全衛生を確保するため派遣元の企業において当該労働者の派遣前に現地での職域及び生活環境における安全衛生事情に関する知識を付与することが重要であり、そのための教育等の推進を図る。

(2) 中小企業

中小企業においては、教育等の講師、教材等の問題から自ら教育を実施することの困難な事業場もみられるので、親企業等による指導・援助、安全衛生団体等の活用による教育等の実施の促進を図る。

また、国が中小企業の支援措置として実施している各種事業の活用も図る。

(3) 第三次産業

第三次産業においては、非正規労働者の増加等多様な就業形態がみられるとともに、製造業等の第二次産業に比べ安全衛生管理体制の整備が遅れていること等から、雇入時教育の充実・強化を図るとともに、経営トップ等及び安全管理者や安全推進者等の安全衛生に係る管理者の教育等を促進する。

(4) 高年齢労働者

高年齢労働者については、高年齢向けの機器の開発、職場環境の改善、適正配置とともに、高年齢労働者自身の安全衛生に対する意識付けが重要である。

このため、経営トップ等に対する教育等の実施に当たっては、高年齢労働者の労働災害の現状と問題点、高年齢労働者の転倒災害等の労働災害防止対策、高年齢労働者の能力に応じた適正配置に関する事項を含めて実施する。機械設備の設計・製造を担当する者に対しては、高齢者の心身機能等に配慮すべき事項を含めた教育等を実施する。

また、一定年齢に達した労働者に対しては、加齢に伴う心身機能の低下の特性、心身機能に応じた安全な作業方法に関する事項についての教育等を実施する。

なお、高年齢労働者の安全衛生教育等においては、対象者の理解度に応じて、反復学習の機会を与えることが望ましい。

(5) 外国人労働者

外国人労働者については、一般に、日本語や我が国の労働慣行に習熟していないこと等から、外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するに当たっては、当該外国人労働者の母国語等を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法により行うこと。特に、外国人労働者に使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意すること。併せて、事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示及び表示等については、図解等を用いる、母国

語で注意喚起語を表示する等、外国人労働者がその内容を理解できるようにするとともに、当該内容が確実に理解されるよう留意すること。

具体的な対応は、次のとおり。

イ リスクアセスメントの実施

外国人労働者を従事させる業務に関して、機械設備、原材料、作業環境、作業方法等に起因する危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施する際には、一般に外国人労働者にとって日本語で表示された作業標準等の理解が困難であることを踏まえてリスクの洗い出しや見積りを行うこと。

当該リスクアセスメントの結果に基づき、必要に応じて、リスクを低減するため機械設備等の見直し等の措置を講じた上で、外国人労働者に対して実施する安全衛生教育の内容を整理すること。

ロ 安全衛生教育の準備

母国語に翻訳された教材・視聴覚教材など、上記イにより整理した安全衛生教育の内容に適した教材入手、整備等すること。

教材としては、厚生労働省ホームページに掲載されている資料のほか、公益財団法人国際研修協力機構、外国人技能実習機構、一般財団法人国際建設技能振興機構等の資源が活用できると考えられること。

ハ 安全衛生教育の実施及びフォローアップ

外国人労働者の日本語の理解度を把握し、視聴覚教材等を活用して、合図、標識、掲示及び表示等についても教育すること。また、安全衛生教育の実施責任者の管理の下、当該外国人労働者と同じ言語を話せる日本語の上手な労働者（当該外国人労働者と同じ国・地域出身の上司や先輩労働者など）に通訳や教育の補助役等を依頼して実施することが望ましいこと。さらに、安全衛生教育の理解度を確認しながら、継続的に教育を繰り返すことが望ましいこと。

ニ 労働災害防止のための日本語教育等の実施

外国人労働者が労働災害防止のための指示、注意喚起等を理解することができるようになるため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させよう努めること。

ホ 労働安全衛生法等関係法令の周知

労働安全衛生法等関係法令の定めるところにより当該法令の内容についての周知を行うこと。その際、外国人労働者がその内容を理解できる資料を用いる等、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。特に、労働安全衛生法等に定める健康診断、面接指導及び心理的な負担の程度を把握するための検査の実施については、これらの目的・必要性等についても当該外国人労働者が理解できる方法により説明すること。

ヘ 派遣労働が認められている業種での留意事項

派遣労働者に対する安全衛生教育を必要十分な内容及び時間をもって行うため、派遣元事業場と派遣先事業場が十分に連絡・調整することが望ましいこと。派遣労働が行われる場合、派遣労働者である外国人労働者に対する雇入れ時等教育は派遣元事業者の責

任で行うこと。派遣先事業者との協議により、雇入れ時等の安全衛生教育の実施を派遣先事業者に委託する場合、派遣元事業者は派遣先事業者から報告を受け、安全衛生教育の実施状況を確認すること。また、当該教育の実施に当たっては、派遣先における安全衛生事情にも留意すること。

(注) 特定技能外国人労働者は原則として直接雇用されるものであるが、農業分野及び漁業分野においては労働者派遣が認められていること等に留意が必要である。

(6) その他教育等を必要とする者

記の2(6)[2]の「その他教育等を必要とする者」とは、記の5(1)や(5)の海外派遣労働者や外国人労働者などが含まれること。

(参考) 労働者の生涯を通じた安全衛生教育等の例

○A氏の場合

(入社) (就業制限業務に配置転換) (5年経過) (10年経過)
雇入時教育 → 免許取得 → 危険有害業務従事者教育(定期) → 危険再認識教育 →

(職長就任) (5年経過) (安全衛生推進者就任) (5年経過)
職長等教育 → 能力向上教育に準じた教育 → 能力向上教育(初任時) → 能力向上教育(定期) →

○B氏の場合

(入社) (設計部門に配置換え) (現場技術管理部門に配置換え) (安全管理者就任)
雇入時教育 → 技術者教育(随時) → 技術者教育(随時) → 能力向上教育(初任時) →

(5年経過) (総括安全衛生管理者就任)
能力向上教育(定期) → 安全衛生セミナー(随時) →

注：全期間にわたって雇入時、定期、隨時に健康教育を行う。

別表

安全衛生教育等の対象者・種類・実施時期及び内容

対象者	種類	実施時期	教育等の内容	備考
1. 作業者				
(1) 就業制限業務に従事する者	危険有害業務従事者教育(労働安全衛生法(以下「法」という。)第60条の2)	イ. 定期(おおむね5年ごとに) ロ. 随時(取り扱う設備等が新たなものに変わった時等)	当該業務に関する労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項	危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針(平成元年5月22日安全衛生教育指針公示第1号)(以下「安全衛生教育指針」という。)
(2) 特別教育を必要とする危険有害業務に従事する者	[1]特別教育(法第59条第3項) [2]危険有害業務従事者教育(法第60条の2)	当該業務に初めて従事する時 イ. 定期(おおむね5年ごとに) ロ. 随時(取り扱う設備等が新たなものに変わった時等)	安全衛生特別教育規程に規定された事項 当該業務に関する労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項	労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第36条 安全衛生教育指針
(3) (1)又は(2)に準ずる危険有害業務に従事する者	[1]特別教育に準じた教育 [2]危険有害業務従事者教育(法第60条の2)	当該業務に初めて従事する時 イ. 定期(おおむね5年ごとに) ロ. 随時(取り扱う設備等が新たなものに変わった時等)	当該業務に関する安全又は衛生のために必要な知識等 当該業務に関する労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項	安全衛生教育指針
(4) (1), (2)及び(3)の業務に従事する者並びにその他の業務に従事する者	[1]雇入時教育(法第59条第1項) [2]作業内容変更時教育(法第59条第2項) [3]健康教育(法第69条)	雇入時 作業内容変更時 雇入時、定期、随時	安衛則第35条に規定された事項 同上 事業場におけるメンタルヘルス、治療と職業生活の両立を含めた健康の保持増進に関する事項	労働者の心の健康の保持増進のための指針(平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号)(以下「メンタルヘルス指針」という。) 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて(平成28年2月23日付け基発0223第5号)(以下「両立支援ガイドライン」という。)
(5) (1)及び(2)の業務のうち車両系建設機械等の運転業務に従事する者	危険再認識教育	当該業務に係る免許取得後若しくは技能講習修了後又は特別教育修了後おおむね10年以上経過した時	当該作業に対する危険性の再認識、安全な作業方法の徹底を図る事項	
(6) (1)から(3)までの業務に従事する者及び(1)から(3)までの業務以外の業務のうち作業強度の強い業務に従事する者	高齢時教育	おおむね45歳に達した時	高年齢者の心身機能の特性と労働災害に関する事項、安全な作業方法・作業行動に関する事項、健康の保持増進に関する事項	[1]高年齢労働者の労働災害発生率の高い業 [2]高所作業、重筋作業等作業強度の強い業務に従事する高年齢労働者を対象とする。

2. 安全衛生に係る管理者

(1) 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、安全推進者、店舗安全衛生管理者、衛生推進者及び元方安全衛生管理者	[1]能力向上教育(法第19条の2) [2]能力向上教育に準じた教育	イ. 当該業務に初めて従事する時 ロ. 定期(おおむね5年ごとに) ハ. 隨時(機械設備等に大幅な変更があった時)	当該業務に関する全般的事項 当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新等の社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項	労働災害の防止ための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針(平成元年5月22日能力向上教育指針公示第1号)(以下「能力向上教育指針」と言う。)
(2) 救護技術管理者、計画参画者及び作業主任者	能力向上教育(法第19条の2)	イ. 定期(おおむね5年ごとに) ロ. 隨時(機械設備等に大幅な変更があった時)	当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新等の社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項	能力向上教育指針
(3) 職長等	[1]職長教育(法第60条) [2]能力向上教育に準じた教育	当該職務に初めて就く時 イ. 定期(おおむね5年ごとに) ロ. 機械設備等に大幅な変更があった時	安衛則第40条に規定された事項 当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新等の社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項	
(4) 作業指揮者	指名時教育	当該職務に初めて指名された時	作業指揮者の職務、安全な作業方法、作業設備の点検及び改善措置等に関する事項	
(5) 安全衛生責任者	[1]選任時教育 [2]能力向上教育に準じた教育	新たに選任された時 イ. 定期(おおむね5年ごとに) ロ. 隨時(機械設備等に大幅な変更があった時)	当該業務に関する全般的事項 当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新等の社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項	
(6) 交通労働災害防止担当管理者	交通労働災害防止担当管理者教育	新たに選任された時	当該業務に関する全般的事項	
(7) 荷役災害防止担当者	指名時教育	当該職務に初めて指名された時	当該業務に関する全般的事項	「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について(平成25年3月25日基発0325第1号)陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく安全衛生教育の推進について(平成25年6月18日基安安発0618第1号、基安労発0618第1号)
(8) 危険性又は有害性の調査等担当者 労働安全衛生マネジメントシステム担当者	指名時教育	当該職務に初めて指名された時	当該業務に関する全般的事項	危険性又は有害性等の調査等に関する指針(平成18年3月10日指針公示第1号)労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(平成11年4月30日労働省告示第53号)
(9) 化学物質管理者	選任時教育	イ. 新たに選任された時 ロ. 隨時(原材料、作業方法等に大幅な変更があった時)	当該業務に関する全般的事項	化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針(平成27年9月18日指針公示第3号)

(10) 健康保持増進措置を実施するスタッフ	健康保持増進措置を実施するスタッフ養成専門研修	随時	事業場における健康保持増進措置に関する一般的な事項	事業場における労働者の健康の保持増進のための指針(昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号)
(11) 事業場内産業保健スタッフ等	メンタルヘルスケアを推進するための教育研修	随時	事業場におけるメンタルヘルスケアに関する一般的な事項	メンタルヘルス指針

3. 経営トップ等

(1) 事業者 総括安全衛生管理者 統括安全衛生責任者 安全衛生責任者	安全衛生セミナー	随時	労働災害の現状と防止対策、安全衛生と企業経営、労働安全衛生関係法令等に関する事項	
(2) 管理職	安全衛生教育	随時	労働災害の現状と防止対策、安全衛生と企業経営、労働安全衛生関係法令等に関する事項 事業場におけるメンタルヘルス、治療と職業生活の両立に関する一般的な事項	メンタルヘルス指針 両立支援ガイドライン

4. 安全衛生専門家

産業医 労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント 安全管理士 衛生管理士 作業環境測定士	実務向上研修	随時	当該業務に必要な専門的知識等のうち技術革新の進展等社会経済情勢及び職場環境の変化等に対応した事項	
--	--------	----	--	--

5. 技術者等

(1) 特定自主検査に従事	能力向上教育に準じた教育	おおむね5年ごとに	機械の自動化、高速化等の構造・機能の変化に対応した検査方法等に関する事項	整備を担当する者には整備に関する事項も含む。
(2) 定期自主検査に従事	選任時教育	新たに選任された時	定期自主検査の意義、検査方法、検査結果の評価方法、検査機器等に関する事項	整備を担当する者には整備に関する事項も含む。
(3) 生産技術管理者	生産技術管理者に対する機械安全教育	随時	機械の設計・製造段階のリスクアセスメントとリスク低減等	設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全に係る教育について(平成26年4月15日基安発0415第3号) 生産部門において生産設備の運転・保全等の業務を管理する技術者
(4) 設計技術者	設計技術者に対する機械安全教育	随時	機械の設計・製造段階のリスクアセスメントとリスク低減等	設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全に係る教育について(平成26年4月15日基安発0415第3号) 工作担当者、仮設機材管理者等を含む。

6. その他

(1) 就職予定の実業高校生	学校教育	卒業前	安全衛生の基礎的知識に関する事項	
----------------	------	-----	------------------	--

安全衛生教育等の体系

別図